

第4回福岡県公立大学法人評価委員会 議事要旨

1 日 時

平成17年12月21日(水) 13:00~15:00

2 場 所

福岡県庁行政棟10階 特1会議室

3 出席者

委員：杉岡委員長、中津井委員、中村委員、新田委員、尾形特別委員 (藤田委員欠席)

4 議題

(1)中期目標案・中期計画案・業務方法書案

(2)役員報酬等の支給の基準案

5 議事概要

事務局から、中期計画案の修正、その他中期計画で定める事項案、業務方法書案及び役員報酬等の支給基準案の説明の後、各委員による意見交換が行われた。

中期目標、中期計画、業務方法書及び役員報酬等の支給の基準は、案のとおり了承された。

委員からの主な意見は次のとおり。

〈九州歯科大学中期計画に関する意見〉

○医療制度構造改革の中で医療計画が大幅に見直されることになる。都道府県の権限と責任が大きくなるので、地域の実情に応じた医療計画を作るとなると歯科大の役割は更に大きくなるだろうということを念頭に置いていただきたい。

〈三大学の中期計画、「その他中期計画において定める事項」に関する意見〉

○資金計画予算の受託研究の額が少ないが、地域貢献の観点から、受託研究などを積極的に受け入れていく姿勢が必要である。

○剰余金や運営費交付金の考え方について、法人が頑張っても、その分運営費交付金が削られるような仕組みにならないようにしなければならない。

○独法化では大学の経営能力が問われる。今までのように必要な予算が議会で認められればもらえるというような仕組みを改良するのが独法化。大学経営を工夫してやっていくには、人件費率など、ある程度の基準が必要だが、運営費交付金の仕組みを見ると全てがあやふやな感じがするので、この仕組みにした場合大変だと思う。

○人件費の適正化について、職員のプロパー化をどうするかを県に全部決められては大学側は改革できない。ある程度、理事長の考えでやれる自由度が必要である。